

【別紙様式】

多治見市は、コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	下水道事業者支援		
総事業費 (千円)	45,549千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	45,549千円
事業概要	①目的 コロナ禍におけるエネルギー等価格高騰の影響を受けている下水道事業会計に対しエネルギー費用を支援することで、市民負担が増加しないよう下水道使用料の上昇を抑え、事業の経営安定化を図る。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 燃料費等価格高騰対策下水道事業会計補助金 R5年度見込額（R5.4～2月）189,852千円- R3（高騰前）実績（R3.4～2月）144,303千円＝45,549千円 ③交付対象 1）交付対象者 多治見市下水道事業会計 2）交付対象者の選定理由・選定方法 多治見市下水道事業は、地方公共団体が運営する公営企業であり、社会インフラとして存続が必要不可欠な事業者への支援であるため。 ④期待される効果 エネルギー等価格高騰の影響を受けている下水道事業会計へ動力費の燃料費高騰分を支援することで、市民負担が増加しないよう下水道使用料の上昇を抑え、事業の経営安定化に寄与できる。		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	地方公共団体が運営する公営企業である下水道事業会計へ補助金を交付する本事業は、生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		

【別紙様式】

多治見市は、コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	燃料費等高騰対策指定管理者緊急支援金		
総事業費 (千円)	70,699千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	70,699千円
事業概要	①目的 コロナ禍におけるエネルギー等高騰の影響を受けている指定管理者に対し燃料高騰分を支援 ②交付金を充当する経費・算定根拠 令和5年燃料費－令和3年燃料費の差額 合計70,699千円 ③交付対象 1) 交付対象者 指定管理者 ・(公財)多治見市文化振興事業団 ・(福)多治見市社会福祉協議会 ・他9社(1,000万円未満/社) 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 直接住民の用に供する施設への支援であり、指定管理者を支援することで市民サービスの維持、継続が期待できるため。 ④期待される効果 直接住民の用に供する施設への支援であり、指定管理者を支援することで市民サービスの維持、継続が期待できる。		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	(公財)多治見市文化振興事業団、(福)多治見市社会福祉協議会、他9社を交付対象者として指定管理施設の運営を支援する本事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		